

利用者のために

1 調査の目的

生産者の米穀在庫等調査は、生産者の米穀の在庫量、供給量、消費量、販売量等の実態を把握し、米穀の需給及び価格の安定を図る観点からの食料行政の円滑な遂行等、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査の機構

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の対象

2015年農林業センサス結果に基づく農業経営体のうち、販売目的で水稻を10アール以上作付けた販売農家（以下「農家」という。）を対象に実施した。

5 調査対象農家の選定方法及び抽出方法

(1) 標本の大きさ及び標本配分

平成25年度から平成27年度までに実施した生産者の米穀在庫等調査における全国の脱穀量を指標とした目標精度（標準誤差率）を0.5%として、必要な標本の大きさ（調査対象農家数）を算出し、その算出した調査対象農家数を水稻作付面積規模別の階層ごとに最適配分し、さらに都道府県別の階層の大きさに応じて比例配分した。

なお、都道府県ごとの標準誤差率が8%を超える場合には、8%になるまで調査対象農家数を追加した。

その結果、全国の調査対象農家数を2,548戸とした。

(2) 標本抽出

2015年農林業センサス結果で調査の対象に該当した農家を、都道府県別及び水稻作付面積規模別に区分し、水稻作付面積により昇順に配列したリストを作成し、その作成したリストを(1)で配分した当該階層の調査対象農家数で等分し、等分したそれぞれの区分から1戸ずつ無作為に抽出した。

6 調査期間

毎月末現在

7 集計農家数

平成29年4月分～同年6月分：2,548戸

平成29年7月分～平成30年3月分：2,547戸

平成30年4月分～同年6月分：2,544戸

8 調査事項

月初在庫量、供給量、消費量、販売量、月末在庫量等

9 調査方法

統計調査員が調査対象農家に対して調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行った。

ただし、調査対象農家の協力が得られる場合は、調査票を郵送により配布し、回収する自計調査の方法により行った。

なお、調査票については、それぞれ次の時期に回収した。

平成29年4月分及び同年5月分：平成29年6月上旬まで

平成29年6月分から同年8月分まで：平成29年9月中旬まで

平成29年9月分から同年11月分まで：平成29年12月中旬まで

平成29年12月分から平成30年3月分まで：平成30年4月中旬まで

平成30年4月分及び同年5月分：平成30年6月上旬まで

平成30年6月分：平成30年7月下旬まで

10 集計方法

都道府県別、水稲作付面積規模別及び月別の集計は、それぞれの区分（以下「集計対象区分」という。）ごとに、各調査事項における1戸当たり平均値を次式により算出した。

また、年度別（当年4月分から翌年3月分まで）の集計は、月別平均値を加算集計した。

< 1戸当たり平均値の算出方法 >

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

\bar{x} : 当該集計対象区分における1戸当たり平均値の推定値

x_i : 当該集計対象区分に属する*i*番目の集計農家の調査結果

w_i : 当該集計対象区分に属する*i*番目の集計農家のウエイト

n : 当該集計対象区分に属する集計農家数

各集計農家に乗ずるウエイトは、都道府県別及び水稲作付面積規模別に区分した階層ごとに、次式により算出した標本抽出率（階層の大きさに対する集計農家数の比率）の逆数とした。

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した集計農家数}}{\text{2015年農林業センサス結果による当該階層の大きさ}}$$

11 実績精度（平成29年度調査結果）

全国における農家1戸当たりの脱穀量を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値 ÷ 推定値 × 100）により示すと0.54%である。

12 用語の解説

在庫量	<p>農家が保管している主食用の米穀の量をいい、販売予約済又は手付金受領済のものであって、現品を当該農家以外の者に引き渡していないものを含む。</p> <p>なお、本調査では、年度初、年度末、月初及び月末時点の在庫量を表章している。</p>
供給量	脱穀量及び購入量をいう。
脱穀量	収穫した主食用の米穀の量をいい、くず米を含む。
購入量	購入、譲受け、借入れ、物々交換及び現物収入等により、他者から譲り受けた米穀の量をいい、購入した苗に相当する種子もみを含む。
消費量	農家が脱穀又は購入した主食用の米穀を次に掲げる用途に使用した量をいう。
飯用	食用のために使用した米穀をいい、雇い人及び来客の食事に使用した米穀を含む。
飼料用	家畜等の飼料（えさ）として使用した主食用の米穀をいう。
加工用	みそ、しょうゆ、穀粉等の原材料に使用した主食用の米穀をいう。
は種用等	種子として使用した米穀のほか、飯用、飼料用及び加工用の用途以外に使用した米穀、災害等により消費できなくなった米穀並びに盗難にあった米穀をいう。
販売量	農家が販売、交換、現物支払等により他者に有償で販売した主食用の米穀の量をいい、本調査では、うるち米についてのみ、次に掲げる販売先別に販売量を把握している。
J A 等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第5条の規定に基づき米穀の生産調整方針を作成し、その方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体及び食糧法施行令（平成7年政令第98号）第3条で定める者をいう。
販売業者 （卸・小売）	主として米穀の卸売の業務又は小売の業務を行う者をいう。
外食事業者	一般的に米を調理し消費者に提供する業務を営む者をいう。

一般消費者等	一般の消費者、消費者グループ、農産物直売所や道の駅等への委託販売のほか、子等親族に有償で販売した場合をいう。
その他	J A等、販売業者（卸・小売）、外食事業者及び一般消費者等に有償で販売した以外の主食用の米穀をいい、地代、作業賃料等に係る現物支払、物々交換等を含む。
無償譲渡량	農家が贈答等、無償で譲り渡した主食用の米穀の量をいう。

13 利用上の注意

- (1) 本調査は調査方法等の見直しにより、平成30年6月分まで月次調査で実施し、その後は年次調査に移行した。
このため、本書への掲載に当たっては、平成29年度（平成29年4月分から平成30年3月分）に加え、平成30年4月分から同年6月分までの結果についても併せて掲載した。
- (2) 本調査は標本調査であることから、平成28年度末在庫量と平成29年度初在庫量は一致しない。
- (3) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。
- (4) 供給量、消費量、販売量、在庫量等の数量は玄米換算した数値である。
- (5) 表中に使用した記号は、次のとおりである。
「0」、「0.0」、「0.00」：単位に満たないもの又は増減がないもの（例：0.4kg 0kg）
「-」：事実のないもの
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
「」：負数又は減少したもの
「nc」：計算不能
- (6) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「生産者の米穀在庫等調査結果」（農林水産省）による旨を記載してください。
- (7) 公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

14 ホームページ掲載案内

本統計の累年データは、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「米（消費）」の「生産者の米穀在庫等調査」で御覧いただけます。

【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kome_zaiiko/index.html#r 】

15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

電話：（代表）03-3502-8111（内線3635）

（直通）03-6744-2042

FAX： 03-5511-8772